

第4回 佐賀市社会教育委員の会議

次 第

- 1 開会
- 2 社会教育委員委嘱状交付
- 3 社会教育委員・事務局職員自己紹介
- 4 委員長・副委員長選任
- 5 議事
 - (1) 令和5年度佐賀市社会教育関係事業について
 - (2) その他
- 6 閉会

日時：令和6年1月22日（月）
10時30分～11時30分
場所：青少年センター 大会議室



佐賀市社会教育委員名簿

	氏名	性別	団体名(役職等)	新任・再任
1	井原 竹始	男	佐賀市小中学校長会(循誘小学校校長)	再
2	加藤 雅世子	女	学校法人星生学園 佐賀星生学園(校長)	新
3	石丸 正信	男	佐賀市子ども会連絡協議会(会長)	再
4	佐藤 泰弘	男	佐賀市青少年健全育成連合会(事務局長)	再
5	野口 剛志	男	佐賀市PTA協議会(副会長)	再
6	秋山 翔太郎	男	NPO法人佐賀県CSO推進機構(副代表理事)	新
7	谷口 仁史	男	NPOスチューデント・サポート・フェイス(代表理事)	再
8	寺野 幸子	女	一社ヘルスサポーターズイノベーション(代表理事)	新
9	小石 美貴	女	佐賀市子育てサークル連絡会(副代表)	再
10	上野 景三	男	西九州大学子ども学部子ども学科(副学長)	再
11	蘭 弘紹	男	元佐賀県立生涯学習センター 生涯学習事業部長	再
12	大村 綾	女	西九州大学短期大学部(専任講師)	新
13	嶋津 真由美	女	公募	新

(任期:令和5年11月1日から2年間)

【令和5年度佐賀市社会教育関係事業について】

資料1 令和6年1月22日
第4回社会教育委員の会議

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	課題・問題点等	令和5年度の取組、進捗状況
2 自ら学ぶ生涯学習の推進	1 社会教育施設の整備と活用	公民館等管理運営事業	公民館及び農村環境改善センターの円滑かつ効率的な運営のため、適切な維持管理を行う。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・高木瀬(空調工事、可動間仕切り改修) ・本庄(空調設計) ・南川副(外壁改修)	市町村合併後に建設した公民館についても、設備等の改修時期を迎えており、改修のための財源確保が課題である。	○実績 修繕及び清掃・保守点検等を実施。 <完了> ・本庄(空調設計)、・高木瀬(空調工事) <実施中> 高木瀬(可動間仕切り改修)、南川副(外壁改修)
		公民館等の整備事業	第二次佐賀市公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館を計画的に整備する。	・川上公民館:外構工事、供用開始、解体工事 ・西川副公民館:建築工事 ・東与賀公民館:改修設計 ・諸富町公民館:旧諸富交番解体工事、現公民館減築設計	・建設事業を複数同時進行で行っているため、工程管理をしっかりと行う。 ・整備財源の確保	○実績 ・川上公民館 令和5年8月14日供用開始 ・西川副公民館 令和5年7月建設工事着工(令和6年7月完成予定) ・諸富町公民館 令和5年11月解体工事着工(令和6年3月解体完了予定)
		星空学習館管理運営事業	星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体に親しむ場を提供する。	・全小学校児童の保護者へイベント等の案内をさがんメールを利用して発信し、子どもたちの天文や科学についての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。	・出前教室の認知度が上昇し、依頼日時が重なる断らないといけなことがある。 ・星空学習館を利用してもらう、より多くの子どもたちに天文や科学について、興味・関心を持ってもらう。	○実績 ・利用者数(234日)13,790人 ・一般観望会58件、760人 ・学校授業支援15校、958人 ・団体対応15件、381人 ・天文・科学の教室39件、348人 ○評価 コロナ禍前の、従前の事業実施ができています。
		金立教育キャンプ場管理運営事業	金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図る。	・適宜、施設の補修を行い、適切な管理を実施する。 ・利用者満足度の維持・向上を図る。 ・親子キャンプ体験や各種広報を行い、子ども及び青少年健全育成を目的とした団体への利用促進を図る。	・施設の老朽化 ・多目的広場へのトイレ設置の要望が多い。	○実績 ・利用者数(233日) 7,469人(前年比:81.8%、青少年団体利用率:54.6%) 主な利用目的:キャンプ55%、登山39% ・親子キャンプ体験(10/14~10/15) 9組、満足度 100% ・老朽した木製電柱を鉄製に更新、今後は計画的に更新予定。 ○評価 ・利用者アンケート調査 191人 (4/29~5/7、7/21~8/31) 利用者満足度 99% 利用した理由としては、「環境ロケーションがいい」「利用料が無料である」との意見が最も多い。 キャンプ場管理人による親切丁寧な対応、指導等により、キャンプ初心者の満足度も高い。
2 公民館の機能の向上	2 公民館の機能の向上	自治公民館建設補助事業	自治公民館の建設等に対して補助金を交付することにより、地域社会における社会教育の振興を図る。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 令和4年度8月までに計画書提出済自治会数:3件	より自治会のニーズにあった、補助金の採択要件の検討(制度運用の見直し及び制度改正)	○実績 前年度までに計画書の提出があった8件に補助金を交付 国の交付金を活用し補助制度を拡充、空調機等の省エネ機器の導入する自治会への支援を実施している(12月末現在 34件)
		各種講座・事業の実施	地域社会における学習拠点として、地域の実情や課題に応じた講座等の開催及びサークル活動等の利用の促進を図る。	・第4次教育振興基本計画に定めたとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・デジタル推進の講座の実施 ・各課の事業との連携推進 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・予約システムによる新規利用の促進	・新規利用者の拡大 ・地域の担い手育成 ・住民への広報手段	○進捗状況 ・オンラインを活用した講座推進、講座の共有化:3館 ・各課の事業との連携の推進:未集計(参考:令和4年度実績32館) ・デジタル推進のための講座の実施 スマホ講座:年度内32館で実施予定 パソコン講座:4館 ・各公民館の窓口及び電話対応にて予約システムの操作説明を行い、新規利用の拡大に努めている。
		公民館職員の研修事業	公民館の職員の研修を実施し、職員としての意識の向上、また、学習事業や活動コーディネートのための技術向上を図る。	【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営(講座企画、広報等) (全体研修及び館におけるOJT研修) ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション ・実務研修(文書、財務) 【外部研修】 ・県内)県生涯学習センター(アバンセ)生涯学習関係職員実践講座(6回)、県公連主催研修(2回) ・県外)公民館専門講座、九州公民館研究大会	館長を含め3~4名という運営体制の中で、円滑な公民館運営を進めつつ、研修を実施し、外部研修への参加を推奨する必要がある。	○進捗状況 【内部研修】 ・市の施策(地域づくり、男女参画、人権同和教育)に関する研修を実施予定 ・公民館運営に(講座運営、広報)に関する研修を実施した。 ・コミュニケーション、接遇研修を実施予定 ・文書、財務、予約システムに関する実務研修 ・スマホ講座(市公式アプリ、キャッシュレス)開催に向けた職員研修を実施した。 【外部研修】 ・県生涯学習センター(アバンセ)及び県公連主催の研修に職員を派遣した。(全8回、112名) ・社会教育主事講習、九州地区公民館研究大会へ職員を派遣した。
公民館事業の評価制度	公民館が果たすべき4つの役割・機能を高めるためのガイドラインである公民館の指針を活用し、公民館の運営及び事業の評価を行いながら各種公民館事業の充実を図る。	各公民館へのヒアリングの実施し、運営評価・事業評価の自己評価の平準化を図るとともに、PDCAサイクルによる適切な事業実施が図られているかどうかのチェックを行う。	運営評価・事業評価に対する意識統一、自己評価の平準化、今後の取組への活用	○進捗状況 各公民館を訪問しヒアリングを実施。運営評価・事業評価内容を集計するとともに、改善点と次年度以降の取組に活かしていくための助言等を行った。		

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	課題・問題点等	令和5年度を取組、進捗状況		
4	家庭・地域・企業等の教育力の向上	1	子どもへのまなざし運動の推進	【R3・R4重点事業】 子どもへのまなざし運動	【令和5年度に重点的に取り組む事業】 ①運動の内容を伝える取り組み(出前講座の拡充) ②企業等への実践活動を促すための取り組み(登録企業の拡充) ③デジタル見守り活動の充実(ICT活用、SNS空間) ◆認知度を高め、関心を持ってもらうための取り組み 1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動 ・テーマソング(まなざしアーチ)・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの制作・活用 ・こども110番の家の取り組み(防犯協会との協働) 2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み ・出前講座の強化 ・大学との連携強化(西九州大学、佐賀女子短期大学) ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト(つながるさがし) ・運動実践事例発表(推進大会) ◆運動に共感し、実践に繋げてもらうための取り組み 1 家庭の役割を支援する取り組み ・家庭教育講座の開催 ・子育て応援情報配信事業(PTA共催) ・共育応援モデル事業 2 企業等への実践活動を促すための取り組み ・まなざし運動参加企業数の拡充 ・まなざしキラリ賞(企業部門の表彰) ・参加企業への周知案内(まなざし休暇取得促進) ・3 学校と地域等、連携強化を図る取り組み ・地域学校協働活動の推進 ・ICTを活用した見守りサービス ・SNS空間での見守り活動(Instagram)	【16年目の取り組み】 ・大人の行動指針の内容見直し(5年毎) ・各団体向け出前講座等、対面での周知啓発活動 【従来の取り組み】 ・子どもへのまなざし運動の市民認知度の向上 ・まなざし運動啓発グッズの活用	○実績 ・まなざしアーチダンスお手本動画制作 ・佐賀女子短期大学まなざし講義 ・子どもの権利条約と子どもへのまなざし運動案内リーフレット作成・配布 ・インターシップ受け入れ ・「児童虐待防止月間」民生委員・児童委員の協力によるまなざし運動リーフレット配布 ・2023ライトファンタジーオープニングパレード「まなざし運動PR隊」参加 ・PTA「親子ふれあいデー」メールにつながるさがしURL掲載(毎月1日) ・佐賀清和高等学校『未来の大人応援プロジェクト』～アルタをジャック～ ・バスセンターで毎週水曜日(8時～9時)に、まなざしアーチ放送 ・まなざし放送局(えびすFM) ・各校区、地区青少年を通じ、地域支援物品(のぼり旗、ベスト、帽子、まなざし手袋)を配布 ・「子どもへのまなざし運動推進専門官」による取材記事「つながるさがし」掲載 ○評価 新たな層に「子どもへのまなざし運動」を知ってもらうきっかけとなるよう、まなざし運動のテーマソングのダンス動画を作成し、様々な団体に活用してもらうために周知を行っている。また、4年ぶりにライトファンタジーのオープニングパレードに「まなざし運動PR隊」として参加し、直接市民に発信することができた。	
		2	地域と学校の協働活動の推進	地域学校協働活動推進事業	コミュニティ・スクールの設置校又は検討を含む設置予定校を対象に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校との連携・協働による学校教育にかかる協働活動を支援する。	・地域学校協働活動推進事業に学校地域連携支援事業を統合する ・地域学校協働活動推進員の配置(8校区、8名) ・地域教育コーディネーターの配置(7校、5名) ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの情報共有 ・地域学校協働本部の立ち上げ支援 ・令和6年度に向けた実施校区の調整(目標:2校区増)	・地域教育コーディネーターや地域学校協働活動推進員の人材を探す際の地域からの協力体制の構築 ・地域人材として活動する地域学校協働活動推進員と学校との連携強化	○実績 ・5校区(北川副、富士、若楠、松梅、大詫間)の地域学校協働本部に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(8校区、8名)を委嘱し、配置した。(1校区増) ・新規雇用4名を含む5名の地域教育コーディネーターを会計年度任用職員として雇用し、6小学校・1中学校(諸富は2小学校・1中学校を担当)に配置した。 ・コーディネーター研修会を毎月、また、地域が活動事例の報告による情報交換等を実施し、コーディネーターの資質の向上に努めた ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの合同会議を開催(年2回)し、情報交換、課題抽出等を行った。 ○評価 ・令和4年度で地域教育コーディネーターの配置が終了した久保泉小では、地域学校協働活動推進員へ移行を図ることができた。 ・地域学校協働活動推進員を中心に、読書ボランティア等地域ボランティアとの連絡調整、体験学習等の授業支援、登校見守りなど、地域と学校が連携した取組を推進することができた。
			放課後子ども教室推進事業	週末や放課後に、地域の大人たちが参画して、公民館や学校の空き教室等を活用し、地域の子どもたちが、安全で安心して遊び・学べる居場所づくりを行う地域団体を支援する。	・放課後子ども教室実施校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅)への継続支援	・放課後児童クラブとの連携 ・学校の教職員等との教室内容等の共有	○実績 ・6校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅)の地域子ども教室推進事業実施協議会に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(7名)を委嘱し、配置した。 ○評価 木工教室、折り紙教室、料理教室など地域住民の参画を得て、コロナ禍以前の従来の教室に近い形で開催できた。 コロナ禍のため活動を中止していた兵庫校区も来年度から活動が再開できるよう調整を図った。	
	学校地域連携支援事業	年4校を上限として地域教育コーディネーターを小学校又は中学校に配置する。 (目的) 地域人材を活用した学習支援、学校行事支援、環境整備等の実施調整、交通安全教室、祭り、ボランティア活動等の地域行事との連絡調整など、地域に根付いた教育活動を推進する体制づくりを行い、学校(児童生徒)と地域が連携して行う活動を支援する。	地域学校協働活動推進事業に統合する。		—			

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	課題・問題点等	令和5年度の取組、進捗状況
4	家庭・地域・企業等の教育力の向上	子ども・若者への支援、問題行動対策の強化	<p>(巡回見守り活動等) 市内全域に配置するまなざし育成委員による校区地区ごとの街頭巡回見守り活動を実施し、問題行動の早期発見・早期指導を行い、非行・犯罪を未然に防止する。また、関係機関との連携、青少年に影響を及ぼす有害環境の浄化改善を図る地域環境点検活動やまなざし育成委員研修を実施する。</p> <p>社会教育課に子ども・若者支援専門官を配置し、各校区地区のまなざし育成委員との合同街頭見守り活動の実施等、校区地区の状況把握や情報交換等を行う。また、インターネット見守り活動に着手するとともに、青少年関係団体の事務等に関する支援を行う。</p> <p>(子ども相談事業) いじめ、不登校、友人関係などの問題や心や体の悩みなどを抱える子ども・若者からの電話相談、メール相談、面談相談などに対して子ども・若者支援専門官が適切な指導・助言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専任補導員から「子ども・若者支援専門官」に補職名を変更する。 子ども・若者支援専門官による街頭巡回指導を縮小し、インターネット見守り活動に着手する。 まなざし育成委員127名による月4回の見守り活動(うち1回はあいさつ運動も可とする。) 学校等との連絡会の開催(6月～7月) 地域環境点検活動(11月)※有害環境の浄化活動 まなざし育成委員研修会(6月、10月) 子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> まなざし育成委員の人数が大変困難になっている。 インターネット見守り活動における子ども・若者支援専門官のスキルアップ 	<p>○実績(実績値は12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> まなざし育成委員127名による月4回の巡回指導 学校等との連絡会の開催(市内小中学校24会場で45校が参加し開催) まなざし育成委員研修会(6月、10月開催) 少年育成委員の正式名称を「まなざし育成委員」(現在:通称名、施行:令和6年4月1日)に変更 子ども・若者支援専門官による合同街頭見守り活動(月3校区地区) 子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施 電話(面接)相談:24件(18人) メール相談:14件(6人) <p>○評価 まなざし育成委員の巡回見守り活動は、グループ巡回、個別巡回、あいさつ活動と、校区・地区の状況に応じた方法で行い、子ども・若者支援専門官との合同街頭見守り活動(新規事業)を実施し、各校区・地区の状況把握等に努めた。 また、子ども電話・メール(面談)相談については、継続した支援が必要と判断した場合は、適切な相談窓口へ繋ぎ、青少年や保護者からの悩みに対応した。</p>
		子ども・若者支援事業	<p>佐賀市に居住するニート、ひきこもり、不登校等などの悩みを抱える子ども・若者(40歳未満)やその家族からの相談に対応するとともに、訪問支援、講座・教室等の開催等の支援を行う。また、対象者がより適切な支援を受けることができるよう、佐賀県警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携を図る。 ※特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに業務委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付(来所及び電話) 訪問支援(アウトリーチ) 講座、教室等の開催(年12回予定) 青少年センター相談窓口3者会議の実施 	<p>支援対象者が抱える問題の性質上、進学や就職後直ちに支援終了とはならないため支援に時間を要する。一時的な改善の場合もあり、成果が数字で見えづらいが、進学や就業等の進路決定者が一定数出ている。</p>	<p>○実績(実績値は11月末現在)</p> <p>特定非営利法人スチューデント・サポート・フェイスに子ども・若者相談支援業務を委託し、専門の相談支援員による相談業務、訪問支援を実施するとともに、就労・就学等社会的に自立した生活が可能となることを目的とした講座、教室等を実施した。</p> <p>＜相談支援件数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 来所相談 651件 電話・メール相談 884件 (オンライン相談は電話に含む) 訪問支援 216件 <p>＜講座、教室等の開催状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓球セミナー 8回 ネイルセミナー 1回 <p>○評価 学校等との連絡会や夏休み明けの時期にさがんメールを活用し、相談窓口の周知を図った。</p>
		青少年センター管理運営事業	<p>青少年センターを、青少年教育施策の拠点・青少年の居場所・困難を有する青少年等の支援拠点・青少年関係社会教育団体の活動拠点・青少年の街頭指導及び青少年等からの相談業務などの拠点として運営することにより、青少年教育に係る施策の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 施設、設備及び備品等の維持管理を行う。 	-	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年センター利用者数 R5 65,898人(7,322人/月)(R5. 12. 28現在) R4 86,810人(7,234人/月)(357日) <p>○評価 コロナ禍の収束状況に伴い、利用者数が回復している。</p>
子ども・若者育成事業の推進	二十歳のつどい開催事業	<p>改めて成人としての自覚と責任を促すことを目的とし、進学や就職等で佐賀を離れた若者に佐賀のよさを再認識してもらう機会とする。</p>	<p>令和5年度は、令和4年度の内容に準じた形式で開催する。ただし、合併から20周年を迎え、対象者は人生のほとんどを新佐賀市で育っており、物理的にも全対象者が収容可能な施設がオープンしたため、令和6年度以降は、統一会場での開催を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 式典名称:二十歳のつどい(読み:はたちのつどい) 日時:令和6年1月7日(日)14時～(受付13時～)予定 会場:旧市町村単位8会場で開催 二十歳代表スタッフの人員確保 二十歳のつどいにふさわしい式典内容 	<ul style="list-style-type: none"> 二十歳のつどいとして意義のある式典内容とするために、二十歳代表スタッフによる実行委員会の企画へのさらなる参画を促す必要がある。 	<p>○実績</p> <p>【日時】令和6年1月7日(日)14時～(受付13時～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 式典内容(1.国家演奏2.式辞3.記念品贈呈4.来賓の祝辞5.二十歳代表感謝の言葉) 各会場二十歳代表スタッフを構成 <p>【場所】旧市町村別8会場開催 (佐賀会場、諸富会場、大和会場、富士会場、三瀬会場、川副会場、東与賀会場、久保田会場)</p> <p>【記念品】 鶴屋菓子舗の名入れ丸ぼうろ ※新型コロナウイルス等感染症対策は特に講じていない</p> <p>○評価 二十歳代表スタッフの応募がなく、企画等への参画を図ることはできなかった。式典そのものは令和4年度の内容に準じ開催し無事に執り行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート回収率100% まなざし運動の認知度:40.5% 佐賀市が好き:95.1% 	
久米島町中学生交流事業	<p>沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深める。また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交流生16名(対象:中学1年生) 夏の交流:7月28日～7月30日 久米島町:七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 冬の交流:12月15日～12月17日 佐賀市:バルーンミュージアム見学、佐賀大学見学、バルーン・嘉瀬川ダム見学等 	<ul style="list-style-type: none"> 天候等の状況に応じたプログラム変更 	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏の交流:7月28日～7月30日 久米島町:七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 冬の交流:12月22日～24日 佐賀市:バルーンミュージアム見学、バルーン係留、嘉瀬川ダム見学、佐賀大学教授による講義等 <p>○評価 新型コロナウイルス感染症の影響で3年間は中止となっていたため、4年ぶりの開催となった。夏は台風、冬は雪の影響で日程の変更の恐れがあったが、ほぼ予定どおり実施できた。</p>		

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	課題・問題点等	令和5年度の実績、進捗状況
4	家庭・地域・企業等の教育力の向上	家庭教育講座開催事業	保護者の大半が参加する小中学校の新入学説明会及び幼稚園・保育園(所)の保護者会や小中学校のPTAの会合などへ講師を派遣し家庭教育講座を開催することにより、自らが家庭教育について考えるきっかけとするとともに、個々の家庭教育力の向上を図る。	・市内55校の小中学校(附属含む)の新入学説明会等で家庭教育講座を実施 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣	・小中学校との協力、連携 ・多様な保護者のニーズに沿った講座内容の充実を図る ・家庭教育講座開催方法	○状況 新入学説明会等を活用した家庭教育講座へ開催校49校(小学校34校・中学校15校)へ講師派遣を決定し開催(開催日9/30～2/16)している。
		【R5新規事業】子育て応援情報配信事業	発達段階に応じた子育てに関する情報や学習の機会を提供し、子どもとの良好な関係の構築を支援する。	①子育て応援動画の配信 ・委託先である「さが子どもにやさしいまちづくりセンター」が保有する子育ての具体的なスキルやコツ等を学ぶための動画をYouTubeで配信する。 (テーマ例:朝起きないとき、習い事をやめたいと言われたとき) ・メインターゲットは0～15歳の子を持つ保護者であるが、祖父母や支援者など幅広い年代が興味を持って視聴できるような内容とする。 ・1テーマ約5分程度の動画を毎月5本配信する。 ②解説動画の配信 ・保護者又は子育て支援に関わっている支援者に対して、子育て応援動画の活用方法や効果的な支援の方法などを紹介する動画を配信する。 ・1本あたり30～60分の動画を年度内に2本配信する。 ③講演会(トークライブ)の開催(年1回) ※「さがメール」や「子育て情報LINE配信サービス」を活用し、周知を図る。	—	○実績 ①5月から毎月5本の子育て応援動画を配信した。 ・チャンネル登録者数:437人(1/10現在) ・5月～12月の延べ視聴回数:2,962回 ②10月、1月に子育て解説動画を配信した。 10月:『おとなも子どももやめられないスマホ病?!』 1月:『こども基本法～こどもまんなか社会の実現～』 ③2/17(土)に東与賀文化ホールにて子ども・子育て応援講演会を開催予定。 ※動画配信日に「さがメール」「子育て情報LINE配信サービス」で周知を図った。 ※「MOTE MOTE さが」にて周知を図った。
		【R5新規事業】共育応援モデル事業	子育て支援プログラム「なかまほいく」及び「はじめのいっぽ」を実施し、子育て中の保護者同士及び支援者のつながりをつくることによって、育児の孤立化を防ぐとともに、親の育ちを応援する。	○「なかまほいく」とは、埼玉県NPO法人新座子育てネットワークが、保育や教育、心理の専門家の視点から、親子の成長・発達の効果や社会的意義を検証しながら構築した子育て事業モデルであり、所定の研修を受講した有資格者が提供できる。 ○誰でも参加できる一般的な子育てサークルと違い、「12組程度の親子、10回程度限定の固定メンバーとすること」、「メンバー間の子どもを預け合う時間を設けていること」などが特徴である。 ○父親の子育てに対する意識の向上を促すために、夫婦で参加できる佐賀市独自のプログラム「はじめのいっぽ」も実施する。 【なかまほいく】 ・参加対象者:0～3歳までの乳幼児とその母親 ・募集定員:12組 ・開催回数:週1回(2時間)×10回(毎週連続開催) 5月から7月に開催 ・実施方法:所定の研修を受講した有資格者が所属しているNPO法人へ委託 【はじめのいっぽ】 ・参加対象者:0歳の子をもつ初産の夫婦 ・募集定員:8組 ・開催回数:週1回(2時間)×4回(毎週連続開催) 8月から9月に開催 ・実施方法:なかまほいくを実施する同NPO法人へ委託	○「なかまほいく」 委託先:NPO法人poco a bocca(ポコ ア ボッコ) 5月から7月まで11回開催。1～3回、11回は「親子いっしょ」、4回～10回に「あずけあい」を実施。(※8回は大雨で参加者が少なかったためあずけあい未実施。) ・参加者:10組 【はじめのいっぽ】 ・参加者数:8組 ・開催回数:4回(8月～9月にかけ、毎週連続開催) ○評価 ・参加者自身による自己評価と、スタッフによる他者評価により、事業効果を検証した。 ・「人との関わり・コミュニケーション」「健康な心と体」「親育ち」「社会生活との関わり」「主体性・行動力」の5つに指標について、事前評価と事後評価を行い、自己評価、他者評価ともにすべての項目で事後評価が事前評価を上回っており、効果が認められた。 ・事業実施後も、参加者同士の交流があり、参加者が地域で子育てサークルを立ち上げた事例もある。 ・来年度以降について、子育てサークル連絡会との連携を図り、実施方法等の検討を行う。	
	6	生活体験型学習の実施	子どもの自立性や協調性などの生きる力を育成するとともに、地域の教育力を醸成するため、地域の多くの大人の支援により、子どもが数日間、家庭から離れ公民館等で炊事や部屋の清掃などの基本的な生活体験を行う。	地域の支援団体等の負担感や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴い、また昨年度の実績も鑑みながら、今後は地域で子どもを育てる事業として、通学合宿に限らず、自然体験、農業体験、防災キャンプ、ボランティア体験等も推奨していく。	・地域の支援団体の負担感 ・台風等の自然災害や感染症拡大防止対策に伴う中止	○進捗状況 ・通学合宿:5館 ・夏休み、冬休み子ども教室 ・観光ボランティアガイド養成講座:2館(循誘、東与賀)
		社会教育助成補助事業	社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援する。	・8団体に補助金の交付を行う。 ・令和6年度の見直しに向け、補助対象団体と積算基準の策定。	明確な交付団体の対象範囲と積算基準の策定。	○実績 ・8団体からの申請及び請求に基づき、概算払いで補助金を交付し、年度末に精算を行う予定。 ○評価 ・令和6年度の補助見直しに向け、補助対象団体と積算基準の策定ができた。

○佐賀市社会教育委員条例

平成17年10月1日

条例第206号

改正 平成19年9月25日条例第93号

平成26年3月19日条例第12号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、13人以内とする。

(平19条例93・一部改正)

(委嘱の基準)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(平26条例12・追加)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(平26条例12・旧第3条繰下)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例12・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月25日条例第93号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○佐賀市社会教育委員条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市社会教育委員条例（平成17年佐賀市条例第206号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 佐賀市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、年3回招集する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 臨時会議は、前項の規定による定例会議のほか、必要がある場合に招集する。

(会議の招集)

第3条 会議は、教育長が招集する。

2 委員3人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、臨時会議招集の請求があったときは、教育長は、これを招集しなければならない。

(会議の開催通知)

第4条 会議の日時、場所及び会議に付すべき事件は、教育長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議には、委員長及び副委員長各1人を置き、会議において互選する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議決の方法)

第6条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(結果報告)

第7条 委員長は、会議の結果を佐賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に書面で報告しなければならない。

(教育委員会会議への出席)

第8条 委員が教育委員会の会議に出席して、意見を述べようとするときは、あらかじめ

じめその旨を教育長に通知しなければならない。

(小委員会)

第9条 委員は、各部門ごとに小委員会を設けて、社会教育に関する調査研究を分担することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。